

デイサービスセンター チェリーホーム北久里浜  
指定認知症対応型通所介護事業及び指定介護予防認知症対応型通所介護事業  
運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は株式会社ライフアドバンス（以下「事業者」という。）が開設する、指定認知症対応型通所介護事業所及び指定介護予防認知症対応型通所介護事業所デイサービスセンターチェリーホーム北久里浜（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型通所介護事業及び指定介護予防認知症対応型通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員その他の従業者（以下「従業者等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護（以下「通所介護等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、通所介護等の提供にあたっては、認知症によって自立した生活を営むことが困難になった利用者に対し、その心身の特徴を踏まえ、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持・向上、並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、落ち着いた環境と地域住民との交流のもとで、必要な日常生活上の世話および心身の機能訓練、その他必要な援助を行う。

2 サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とする。

3 サービスの提供に当たっては、利用者及び利用者の家族等（以下「利用者等」という。）に対し、サービス内容及び提供方法を分かりやすく説明する。

4 サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、認知症の理解と適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

5 常に利用者の心身の状況を的確に把握するとともに、必要に応じ、当該利用者の心身の特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

6 事業の実施に当たっては、横須賀市、指定居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 デイサービスセンター チェリーホーム北久里浜

(2) 所在地 神奈川県横須賀市根岸町4丁目16番1号 田中ビル1F

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 本事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1 名 (常勤兼務 1 名) 管理者は、事業所と従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

(2) 生活相談員 3 名 (常勤兼務 3 名) 生活相談員は、常に利用者の心身の状況を的確に把握し、自立生活を支援するため他の職種とも連携し、利用者及び家族に対して相談援助等を行うものとする。

(3) 機能訓練指導員 1 名 (非常勤兼務 1 名) 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(4) 看護職員 1 名 (非常勤兼務 1 名) 看護職員は看護、保健衛生上の管理を行う。

(5) 介護職員 5 名 (常勤兼務 4 名・非常勤兼務 1 名) 介護職員は、入浴、食事、排泄等の介護、レクリエーション活動の補助を行う者とする。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 本事業所の営業日及び時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、1 月 1 日から 1 月 3 日までの日並びに 1 月 29 日、30 日及び 31 日は除く。

(2) 営業時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

(3) サービス提供時間は、午前 9 時 30 分から午後 4 時 35 分までとする。

(単位数及び利用定員)

第 6 条 単位数及び利用定員は 1 単位、12 人とする。

(通所介護等の内容)

第 7 条 通所介護等は次の内容で提供する。

(1) 入浴サービス

(2) 給食サービス

(3) 生活指導(相談・援助等)・レクリエーション

(4) 機能訓練

(5) 健康チェック

(6) 送迎

(通所介護等の利用料等及び支払いの方法)

第 8 条 通所介護等を提供した場合の利用料は、別紙 1 「利用料金表」に定める額とする。

2 食材料費、おむつ代、レクリエーションにかかる諸経費については、別紙 1 「利用料金表」に定める額とする。

3 通所介護等の利用者は、利用日前日の午後 5 時まで連絡をすることで、費用の負担をすることなくサービスの利用を中止することが出来る。利用者の連絡が前日午後 5 時以降となった場合は、事業者は別紙 1 「利用料金表」に定める、キャンセル規定の通り、食費の請求を行う事が出来る。

4 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者等に事前に文書で説明したうえで、支払いに関する同意を得る。

5 通所介護等の利用者は、事業所の定める期日に、別途利用契約書で指定する方法により支払う。

#### (通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施区域は、大津地区・衣笠地区・久里浜地区とする。

#### (サービス又は施設利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者はサービスの提供を受ける際に、当日の健康状態について職員に報告を行うものとする。

2 利用者は許可された施設及び付属設備以外の物を使用しないこと。また、その設備は本来の用途に従って、利用するものとします。

3 利用者はあらかじめ決められた場所又は、許可を受けた場所以外での飲食はしないこと。

#### (衛生管理等)

第11条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

#### (緊急時における対処方法)

第12条 事業所は、通所介護等を実施中に利用者に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要な救急処置および速やかに主治医に連絡する等、適切な措置を講じる。

2 事業所は、通所介護等を実施中に火災、災害が発生したときは、利用者の避難、通報、初期消火など、迅速に適切な措置を講じる。

#### (事故処理)

第13条 事業所は、サービス提供に際し利用者に事故が発生した場合には、速やかに適切な措置を講じるとともに、利用者の家族、関係する市区町村、介護支援専門員等に連絡する。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、その完結の日から5年間保存する。

3 事業所は、事故により利用者に賠償すべき場合には、速やかに損害賠償を行う

4 事故の処理及び再発防止について、本条による他、別に定める「リスクマネジメントに関する指針」の定めるところにより、適切に処理する。

#### (非常災害対策)

第14条 非常災害に備えて、非常災害に関する具体的計画（消防計画、風水害、地震等の災害

に対処するための計画)を作成し、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策に万全を期すとともに、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

2 前項の訓練は、可能な限り消防団や地域住民と連携して行うよう努める。

3 管理者は従業者に対し、火災等の災害発生時に地域の消防機関へ速やかに通報する体制及び消火・避難等の際の消防団や地域住民との連携方法について周知徹底する。

#### (苦情処理)

第15条 事業所は、サービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情相談窓口の設置、苦情処理の体制及び手順の整備等必要な措置を講じるとともに、当該措置の内容を重要事項説明書への記載及び事業所内に掲示する等により利用者及びその家族に周知する。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、苦情の内容を記録して保存するとともに、その原因を解明し、再発を防止するため必要な措置を講じる。

3 事業所は、提供したサービスに関し、介護保険法の規定により自治体が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該自治体からの質問若しくは照会に応じ、及び自治体が行う調査に協力するとともに、自治体から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業所は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

#### 5 苦情の受付について

##### (1) 当事業所における苦情・相談の担当

苦情相談窓口	担当者氏名：小林 義正
外部苦情申立て機関	機関名：横須賀市民生局福祉こども部介護保険課給付係 (電話) 046-822-8253 神奈川県国民健康保険団体連合会 介護福祉部介護保険課介護苦情相談係 (電話) 045-329-3447 受付時間：午前8:30～午後5:15

#### (個人情報の保護)

第16条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、

あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(3) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(4) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを横須賀市に通報するものとする。

(身体拘束)

第18条 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。

2 やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や手続きなど厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守し適正な取り扱いにより行うものとし、その実施状況を第19条第2項の運営推進会議に報告する。

(地域との連携など)

第19条 事業者は、その運営に当たっては、市町村、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

2 サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、横須賀市の職員、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型通所介護〔介護予防認知症対応型通所介護〕について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

3 事業者は、前項も報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第20条 従業者の質的向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

(1) 採用時、研修採用後1か月以内

(2) 継続研修年1回以上

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を守るべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は事業者が別に定めるものとする。

## 附則

この規程は、平成25年9月1日から施行する。

この規程の改定は、平成27年3月1日から施行する。

この規程の改定は、平成27年9月1日から施行する。

この規程の改定は、平成28年1月1日から施行する。

この規程の改定は、平成29年4月1日から施行する。

この規程の改定は、平成30年4月1日から施行する。

この規程の改定は、平成31年4月1日から施行する。(外部苦情申し立て機関の変更)

この規程の改定は、令和元年6月1日から施行する。(職員の職種、員数及び職務内容の変更)

この規程の改定は、令和元年8月1日から施行する。(衛生管理・身体拘束・地域との連携の項目追加。その他記載内容の変更)

この規程の改定は、令和6年4月1日から施行する。(虐待防止委員会の項目追加)